

A E P オークション 会員規約

第 2 章 会 員

第 1 2 条（会員の入会資格）

A E P オークションと A E P - n e t の会員は、下記の各号の要件を満たしている方とします。（以下「会員」といいます）

1. 「古物商許可証」(自動車)を所有し、常設の営業拠点を保有して営業活動を行っていること。
2. 日野販売店もしくは当社会員の大型ディーラーの推薦を得られること。
3. 当社が定めた必要書類を提出すること。
4. 当社が定める入会金・会費を納めること。
5. インターネットへの接続環境を有し、メールアドレスを保有するなどメールを受信することができる環境を有していること。
6. 会員規約の遵守を確約できること。
7. 公序良俗に反する行為及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。法人の場合には、取締役その他役員又は株主その他出資者が暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。

第 1 3 条（会員の登録手続き）

1. 前条の会員の入会資格を有する方が、以下の書類提出等の手続きを行い登録するものとします。また、事務局の判断により登録条件・手続きが異なる場合があります。なお、事務局は入会書類一式到着後、14 営業日以内に審査を行い、登録の可否を決定し通知することとします。また、登録可否の理由等の審査内容に関しては、一切通知しないものとします。

（1）会社法人の場合

- A. 入会申込書
- B. 古物商許可証の写し
- C. 事務所及び展示場等の全景写真及び登録する担当者全員の顔写真
- D. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明、代表者個人の印鑑証明書

（2）個人事業主の場合

- A. 入会申込書
- B. 古物商許可証の写し
- C. 事務所及び展示場等の全景写真及び登録する担当者全員の顔写真
- D. 代表者個人の住民票、印鑑証明

2. 入会金と会費をお支払いいただきます。
3. 会員証、登録完了通知が事務局より届きます。

第 1 4 条（入会金）

1. 新たに入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は事務局に対して、入会金 30,000 円を入会に際して納入するものとします。
2. 入会金は、いかなる場合においても返却しないものとします。
3. 入会金は、事務局指定の金融機関口座に振込んで支払うものとします。

第15条（使用料）

会員は以下の費用を事務局の定める支払い方法で支払うものとします。

1. 会費

オークション会員 1,000 円／月 12,000 円／年

- ① 年会費は、12,000 円とします。
- ② 年会費は、一年毎に新年度分を一括して事務局が指定した期日迄に指定の金融機関口座に振込むものとし、途中で退会しても返還されないものとします。
- ③ 入会時の会費は、入会月から期末月（3 月）までの残月額を支払うものとします。

第16条（会員証）

1. 会員となった法人または個人に対して、会員証を発行します。
2. 会員証の申請は、会員本人およびその従業員に限りします。
3. 会員証の使用は、カードの名義人本人に限りします。第三者への貸与、譲渡する事は一切認めません。
4. 会員証の紛失、破損等の場合は、第 18 条を準用し速やかに手続きを行うものとします。尚、失効手続き完了までに発生した損害については会員が全責任を負うものとします。
5. 当会場に入場する際は、必ず受付にて会員証を提示し一連の手続きを行うものとします。尚、会員証の提示がない場合は入場をお断りすることがあります。
6. 会員以外の入場は禁止します。ただし、開催日までの下見期間中に限り、受付にて所定の申請用紙に記入し、入場を事務局が許可した場合は除きます。

第17条（会員の有効期間）

1. 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とします。
2. 会員資格は、事務局または会員から更新しない旨の意思表示がなく、事務局が指定した期日迄に新年度の年会費を事務局指定の金融機関口座に振込むことによって継続するものとし、以降も同様とします。
3. 期日迄に新年度分の年会費の振込みがなかった場合は、第 22 条の 3 項(4)もしくは、第 25 条を適用するものとします。

第18条（会員証の再発行）

1. 会員証を紛失または盗難にあった場合、当該会員は事務局に所定の用紙にて届け出をし、再発行手続きを行うものとします。
2. 会員証の紛失および盗難に伴う再発行手続きを行わないことによって生じた一切の責任は、当該会員が負うものとします。

第19条（登録内容の変更に関する届出）

会員は、所在地・住所、商号、代表者、電話番号、メールアドレスその他当社への届出事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から 1 4 営業日以内に、変更内容を届出なければならないものとします。届出がない場合は、当社は、当該会員を取引制限に付すことができるものとします。また、会員は、届出を怠ったことにより当社に生じた損害を賠償するものとし、会員に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第20条（会員の権利）

1. 会員は、A E P オークションにおいて出品及び入札に参加することができるものとします。

2. 会員は、当社が提供するA E P - n e t のサービスを利用することができるものとします。また、A E P - n e t を通じて提携会場の出品車輛情報を閲覧できるものとします。

第21条（会員の義務）

1. 会員は、本規約及びこれに付随する諸規定を遵守し、事務局や他の会員に迷惑をかけてはならないものとします。
2. 会員は、名称、代表者、住所等の入会申込用紙記載事項に変更があった場合は、速やかに事務局まで書面にて届出なければなりません。その際、法人は登記簿謄本、個人の場合は、住民票もしくは変更を証明できる書類を添付するものとします。
3. 会員は、システムに関連、付随して知り得た秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する情報を第三者に開示、又は漏洩してはならないものとします。
4. 会員は、システムの利用に際して、他の参加者の迷惑となる行為やシステムの正常な運営を阻害する行為、秩序を乱す行為をしてはならないものとします。
5. 入会時に発行されるID及びパスワードは全て会員の責任によって管理し、それに関する取引上のトラブルが発生した場合も会員が負うものとします。
6. 会員は落札車輛を輸出する場合、落札者としての自らの責任で落札車輛を大量破壊兵器等の拡散その他いかなる軍事目的に関連することに使用させないものとし、日本及び海外の外国為替及び外国貿易法等と関連する一切の法律、規制及び輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとします。

第22条（会員の権利の制限）

1. 当社は、会員に対し、取引条件及び取引限度額等を設定することができるものとします。
2. 会員が、次に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は、当該会員との取引を制限することができるものとします。
 - (1) 本契約に基づく当社に対する債務の支払いを怠ったとき
 - (2) 落札車輛の名義変更手続きが所定の期限までに履行されないとき
 - (3) クレーム・トラブルの処理において、本規約等に基づいて判断した裁定の結果に従わないとき
 - (4) 当社の業務提携先において、債務不履行、支払遅延、クレーム・トラブルその他規約ないし諸規定に違反する行為があったとき
 - (5) その他、当社が取引を制限することが相当と認めたとき
3. 会員が、前項の規定に該当した場合、当社は会員に対し、以下の内容の制限を行うことができるものとします。
 - (1) ペナルティ料金を徴収すること
 - (2) 取引限度額を設定または変更すること
 - (3) 入金後搬出とすること（参加会場が、会員から車輛代金等が入金されたことを確認した後に車輛の搬出を許可すること）
 - (4) A E P - n e t へのログインを禁止すること
 - (5) 落札を禁止すること
 - (6) A E P オークションへの参加を禁止すること

第23条（会員の禁止行為）

会員は、次の行為をしてはならないものとします。

1. 会員登録、及びシステムの利用にあたり名称、連絡先、メールアドレスなど虚偽の届出をすること。
2. 第三者への会員番号・ID、会員カード等を開示・貸与すること、または名義貸しをすること。
3. 事務局の注意、告知を無視すること。

4. システムの登録データを複写又は転載すること。
5. 当社の会員の利益を損なう広告宣伝等を行うこと。
6. システムの正常な運営を阻害する行為及び秩序を乱すこと。
7. 一切の名誉毀損、嫌がらせ、脅迫、プライバシー侵害、著作権侵害その他他者の法的権利を侵害すること。
8. ウィルスその他汚染されたデータ・ファイル等を使用、または提供すること。
9. 会員以外の方を伴って、無断で入場すること。
10. 車輛のメーターを改ざんすること。
11. 事務局に無断で出品者及び車輛の名義人等に連絡すること。
12. その他、本契約・本規約・諸規定等に違反すること。

第24条（違反に対する制裁措置）

会員が、前条に違反した場合、当社は当該会員に対し、その違反の程度に応じて会員の権利の制限（第22条）又は強制退会（第25条）の措置を講じることができるものとします。また、会員が前条に違反したことにより、当社に損害が生じた場合には、会員はその損害の全額を賠償するものとします。

第25条（会員資格の喪失〔強制退会・任意退会〕）

1. 次に定める事由のいずれかに該当する場合、当該会員の会員資格を喪失することとします。
 - （1）会員が破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生法の申立てをなし、又は第三者からこれらの申立てを受けたとき
 - （2）会員が手形・小切手の不渡処分を受け、支払停止若しくは支払不能となったとき
 - （3）会員が事務局に対して有する債権を他に譲渡し、又はこの債権について他から差押、仮差押、仮処分等の処分を受けたとき
 - （4）会員が車輛代金その他支払代金の支払いを怠り、事務局規定の支払期限を徒過したとき
 - （5）営業譲渡・変更・解散の決議をしたとき
 - （6）任意に退会したとき
 - （7）第22条、第23条に違反したとき
 - （8）会員証を他に譲渡したとき
 - （9）会員が公序良俗に反する行為及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に関与していることが判明したとき
 - （10）入会書類の申請事項において、虚偽の記載があることが判明したとき
 - （11）クレーム裁定の決定に従わないとき
 - （12）その他会員として不適当な行為が認められたとき
 - （13）会員が本規約の各条項に定める禁止行為を行ったとき
 - （14）個人事業主が死亡のとき
2. 会員は、退会を希望する場合には、当社に対し1ヶ月前までに書面により予告しなければならないものとし、当社がこの書面を受理した時点ではじめて本契約が解除されるものとします。但し、次に定める事由のいずれかに該当する場合、その事由が解決しない限り、本契約を解除できないものとします。
 - （1）当社及びAEPオークションに対する債権債務がないこと
 - （2）共有在庫システムに登録している車輛がないこと
 - （3）共有在庫システムで商談中の車輛がないこと